

TwooCa（ツウカ）サービス利用規約

本規約は、株式会社 Kort Valuta（以下「当社」といいます。）が発行・管理・運営する TwooCa（ツウカ）及び Visa プリペイド機能付き TwooCa の販売・チャージ及び決済に係るサービス（以下「TwooCa サービス」といい、第 1 条に規定します。）の利用条件を定めるものです。TwooCa サービスの利用者登録又は TwooCa サービスを利用される前に、本規約を必ずお読みください。TwooCa サービスの利用者登録の完了又は TwooCa サービスの利用をもって、利用者は本規約に同意したものとします。

第1条 （定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ以下の通りの意味を有するものとします。但し、別途定義された場合は、下記に限らないものとします。

1. 「TwooCa（ツウカ）」とは、当社が発行・管理する電子マネー（前払式支払手段）のことをいいます。第 5 項で定義される TwooCa カードに記録される金銭的価値を証するものであり、第 10 項で定義される TwooCa 加盟店のうち、TwooCa の利用を可能としている当社専用サイトに来店する加盟店での購買における代金の支払に利用することが可能なものをいいます。
2. 「Visa プリペイド機能付き TwooCa」とは、当社が発行・管理する電子マネー（前払式支払手段）のことをいいます。第 5 項で定義される TwooCa カードに記録される金銭的価値を証するものであり、利用者が第 10 項で定義される TwooCa 加盟店及び第 11 項で定義される Visa 加盟店での購買における代金の支払に利用することが可能なものをいいます。
3. 「TwooCa サービス」とは、利用者が TwooCa 加盟店又は Visa 加盟店に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品（以下「商品等」といいます。）の対価の全部又は一部の支払いとして、当社所定の方法によりチャージされた TwooCa 又は Visa プリペイド機能付き TwooCa を利用することで、TwooCa 加盟店又は Visa 加盟店から商品等の購入又は提供を受けることができるサービスをいいます。
4. 「TwooCa アカウント」とは、TwooCa サービスにおいて、利用者に割り当てられた固有のアカウントをいいます。なお、利用者を示すための固有 ID を指す場合があります。
5. 「TwooCa カード」とは、当社所定の方式で TwooCa 及び Visa プリペイド機能付き TwooCa が記録され、TwooCa を用いて当社専用サイトに来店する TwooCa 加盟店において決済し、又は、Visa プリペイド機能付き TwooCa を用いて TwooCa

加盟店及び Visa 加盟店において決済することができる機能を有する当社が発行するプリペイドカードをいいます。

6. 「本カード」とは、当社が発行するカードである「TwoCa カード」を指します。TwoCa カードには、カード券面発行しないタイプの「バーチャル型」と、カード券面を発行するタイプの「リアル型」があります。
7. 「TwoCa アプリ」とは、当社が利用者へ提供する、TwoCa サービスに関するインターネットを通じたアプリケーションサービスのことをいいます。利用者は自己の端末で、TwoCa アプリを通じて、TwoCa アカウント、TwoCa 残高、Visa プリペイド機能付き TwoCa 残高などの情報を見ることができます。
8. 「TwoCa 残高」とは、利用者が本カードにおいて保有する TwoCa の合計をいいます。
9. 「Visa プリペイド機能付き TwoCa 残高」とは、利用者が TwoCa カードにおいて保有する Visa プリペイド機能付き TwoCa の合計をいいます。
10. 「TwoCa 加盟店」とは、当社と TwoCa 加盟店契約を締結し、TwoCa 又は Visa プリペイド機能付き TwoCa を商品等の対価の支払手段として導入している法人又は個人事業主のことをいいます。
11. 「Visa 加盟店」とは、当社が提携する組織である Visa ブランドの加盟店をいいます。
12. 「利用者」とは、提携企業等（第 15 項に定義する。）の所属員であり、TwoCa アカウントを保有し、TwoCa サービスの利用を認められた者をいいます。
13. 「TwoCa システム」とは、TwoCa 加盟店又は Visa 加盟店での商品等の対価の支払いの際に利用者の保有する TwoCa 又は Visa プリペイド機能付き TwoCa を利用するにあたり、当社所定の方法で利用者 ID 及びカード番号を直接又は間接的に電文等として送信し、TwoCa 残高又は Visa プリペイド機能付き TwoCa 残高の範囲内で利用することができるよう構成され、また、当社所定の方法により、チャージを行うことができるよう構成された、当社が管理運営するシステムのことをいいます。
14. 「TwoCa サービスサイト」とは、当社が提供する TwoCa サービスにおけるホームページや帳票類、規約類などサービス全般に係わるサイトのことをいいます。
15. 「提携企業等」とは、当社と企業等（病院、学校を含みますが、これに限りません。）の間で、当該企業等の所属員に対する TwoCa サービスの導入に係る所定の提携契約を締結した組織・団体等のことをいいます。

第2条 (TwoCa アカウントの開設)

1. TwoCa サービスは、スマートフォン又はタブレット等の端末を保有する利用者

向けサービスとなります。

2. 利用者は、TwooCa サービスの使用に要する通信費用、その他一切の費用を負担するものとします。
3. 当社は、利用者が利用する端末における TwooCa サービスの正常な動作を保証するものではなく、通信環境の状況、その他の事由により、TwooCa サービスが使用できない場合であっても、当社は、サポートの提供、その他一切の責任を負うものではありません。
4. 利用者が TwooCa サービスを利用するには、当社所定の方法に従い、TwooCa アカウントを開設する必要があります。
5. TwooCa アカウントの開設にあたり、利用者が登録する情報は、すべて真正かつ正確な情報でなくてはなりません。また、登録された情報に変更があった場合、利用者は、当社所定の方法により、速やかにこれを変更後の内容に修正しなければなりません。
6. TwooCa アカウントは、原則 1 人につき 1 つのアカウントを保有するものとします。
7. 利用者が未成年である場合、利用者は TwooCa アカウントの開設にあたって、あらかじめ親権者等法定代理人の同意を得るものとします。当社は、未成年者から TwooCa アカウント開設の申し込みを受けた場合、利用者は法定代理人からの同意を取得しているとみなします。
8. TwooCa アカウントに関し、本規約に従い利用者が取得する一切の権利は、利用者により専属的に帰属します。利用者は、これらの権利を第三者に譲渡、貸与または相続させることはできません。

第3条 (本カードの発行)

1. 本カードには、非対面取引の利用店でのみ利用可能な非券面発行タイプのバーチャル型と、実店舗で利用可能なカード券面タイプのリアル型との二つがあります。利用者は、最初に、バーチャル型の発行を申し込むことができます。リアル型の発行の申し込みは、バーチャル型の発行を受けた利用者でなければ申し込みを行うことができません。利用者は、バーチャル型、及びリアル型の本カードの申し込みにあたり、当社所定の情報を当社に対して提供するものとします。
2. 当社は、当社が認めた利用者に対して、当社所定の手続を経たうえで本カードを発行するものとします。
3. リアル型の本カードの発行を申し込む場合、利用者又は利用者が所属する企業等は当社所定の発行手数料（郵送料を含む）を負担するものとします。
4. リアル型のカードを発行する場合、当社は、利用者の申請した住所又は利用者が所

属する企業等の担当部署に本カードを送付します。この時、住所違いや利用者の不受理等で当該カードが当社に返送された場合は、当社は 6 ヶ月以上の保管期間の経過後、当該カードを廃棄できるものとします。

5. 利用者は、リアル型の本カードを受領した場合、自筆で当該カード裏面に署名するものとします。また、利用者は、リアル型の本カードを受領した場合、TwoCa アプリでカードの有効化を行います。カードの有効化を行うと、リアル型の本カードが使用できるようになり、バーチャル型の本カードは使用できなくなります。また、TwoCa アプリのカード情報がバーチャル型の本カードの情報からリアル型の本カードの情報に置き換わります。
6. リアル型の本カードは、商品等の代金決済等のために当社から利用者に貸与されるものであり、リアル型の本カードの所有権は当社に帰属します。
7. 本カード（バーチャル型及びリアル型）の有効期限は、カード券面（リアル型の場合）及び TwoCa アプリのカード情報に記載されている期限となります。有効期限が過ぎた本カードは利用ができなくなります。
8. 利用者が当社所定の方法により本カードの利用を終了する旨の申し出がない場合、当社は、有効期限が到来する前に新しい本カードを発行します。発行する本カードがリアル型の場合、利用者又は利用者が所属する企業等は発行手数料（郵送料を含む）を負担します。
9. 新しいリアル型の本カードを発行した場合、当社は、利用者の申請した住所又は利用者が所属する企業等の担当部署に送付します。利用者はリアル型の本カードを受領した場合、自筆で当該カード裏面に署名するものとします。また、利用者はリアル型の本カードを受領した場合、TwoCa アプリでカードの有効化を行います。カードの有効化を行うと、新しいカードが使用できるようになり、古いカードは使用できなくなります。また、TwoCa アプリのカード情報が古いカードから新しいカードの情報に置き換わります。なお、バーチャル型の本カードの場合は、新しいカードが発行された時点で、TwoCa アプリのカード情報が自動的に古いカードから新しいカードの情報に置き換わります。
10. リアル型の本カードが磁気不良、IC チップ破損・汚損等の原因により使用できなくなった場合には、利用者は所定の手続きを行い、本カードの再発行申請ができます。発行手数料(郵送料含む)は、原則利用者の負担とします。

第4条 （本カードの有効期限）

1. 本カードの有効期限は、TwoCa カードの申込から 5 年間とします。利用者から、当社所定の期限までに、当社所定の方法により本カードの利用を終了する旨の申し出がない場合は、以降 5 年ごとに継続して更新するものとします。ただし、本条

第2項に該当する場合には、利用を終了する旨の申し出がない場合であっても更新しないものとします。

2. Visa プリペイド機能付き TwooCa 残高が最後に増減した日から5年以上増減がない場合には、Visa プリペイド機能付き TwooCa 残高がすべて失効し、本カードの利用ができなくなります。

第5条 (TwooCa の付与)

1. 利用者は、所属先の提携企業等が当社所定の方法により TwooCa をチャージすることにより、TwooCa の付与を受けることができます。なお、当社が別途定める TwooCa 残高上限金額を超えて TwooCa の付与を受けることはできません。
2. 付与された TwooCa は、TwooCa カードに TwooCa 残高として記録されて発行されるものとします。
3. 当社は、第1項に定める手段にて取得された以外の TwooCa について、別途当社が定めた場合を除き、一切責任を負わないものとします。

第6条 (TwooCa による決済)

1. 利用者は、当社所定の方法により、TwooCa 残高の範囲内で、当社専用サイトで TwooCa 加盟店との間の商品等の代金決済に、TwooCa を利用することができます。ただし、商品券その他金券類・はがき・切手・印紙類については、TwooCa 加盟店における TwooCa の利用が制限される場合があります。
2. 利用者が、TwooCa 加盟店で TwooCa を利用して商品等の購入又は提供を受ける場合、利用者の TwooCa 残高から代金額に相当する TwooCa が減算され、対価の支払いがなされたものとします。
3. 利用者は、商品等の代金決済に TwooCa を利用した場合には、TwooCa サービスの利用画面上に表示される TwooCa 残高を確認し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で TwooCa 加盟店に申し出るものとします。
4. 当社は、利用者と TwooCa 加盟店との間の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる責任も負わないものとします。万一、TwooCa を利用された後に債務不履行、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合であっても、当社は TwooCa の返還等を行う義務を負わず、利用者と TwooCa 加盟店との間で解決していただくものとします。
5. 利用者は、TwooCa の利用に際し、利用者 ID、パスワード及びカード番号その他個人情報の窃取・悪用等の危険について十分注意するものとします。

第7条 (TwooCa の払戻し)

当社は、理由の如何を問わず TwooCa に関して、法令等に定める例外に該当すると当社が認める場合又は法令等により払戻しが義務付けられている場合を除き、払戻しは一切いたしません。

第8条 (TwooCa の利用可能残高等)

1. 利用者は、保有する TwooCa 残高の範囲内でのみ TwooCa サービスを利用することができます。なお、利用者は、当社が別途定める TwooCa 残高上限金額を超えて、TwooCa を保有することはできません。
2. 利用者が保有する TwooCa 残高は、TwooCa アプリにて確認することができます。また、当社所定の方法により、TwooCa 残高と併せて利用履歴を確認することができますが、履歴表示の有無・内容・件数等は、当社が定めるところによるものとします。

第9条 (TwooCa の有効期限)

TwooCa は、TwooCa 残高が最後に増減した日から 5 年以上増減がない場合には、TwooCa 残高がすべて失効するものとします。

第10条 (Visa プリペイド機能付き TwooCa のチャージ)

1. 利用者は、当社所定の方法により、Visa プリペイド機能付き TwooCa をチャージすることができます。なお、当社が別途定める Visa プリペイド機能付き TwooCa のチャージ上限金額又は残高上限金額を超えるチャージは行うことはできません。
2. チャージされた Visa プリペイド機能付き TwooCa は、TwooCa カードに Visa プリペイド機能付き TwooCa 残高として記録されて発行されるものとします。ただし、銀行口座振込みによるチャージの場合には、Visa プリペイド機能付き TwooCa 残高が記録されるまで、一定の時間を要します。
3. 当社は、第 1 項に定める手段にて取得された以外の Visa プリペイド機能付き TwooCa について、別途当社が定めた場合を除き、一切責任を負わないものとします。
4. 利用者は、チャージに際し、当社所定の手数料が掛かる場合があります。予め、TwooCa サービスサイトをご確認の上、ご利用ください。

第11条 (Visa プリペイド機能付き TwooCa による決済)

1. 利用者は、当社所定の方法により、Visa プリペイド機能付き TwooCa 残高の範囲内で、TwooCa 加盟店及び Visa 加盟店との間の商品等の代金決済に、Visa プリペイド機能付き TwooCa を利用することができます。ただし、年会費・月会費、接続料、その他反復継続的に料金が発生する取引、ガソリンスタンドや高速道路、一部のホテル等での取引、海外での特定の取引等、一部の Visa 加盟店においては Visa プリペイド機能付き TwooCa での代金決済ができない場合があります。また、商品券その他金券類・はがき・切手・印紙類については、Visa 加盟店における Visa プリペイド機能付き TwooCa の利用が制限される場合があります。
2. 利用者が、TwooCa 加盟店又は Visa 加盟店で Visa プリペイド機能付き TwooCa を利用して商品等の購入又は提供を受ける場合、利用者の Visa プリペイド機能付き TwooCa 残高から代金額に相当する Visa プリペイド機能付き TwooCa が減算され、対価の支払いがなされたものとします。
3. 利用者は、商品等の代金決済に Visa プリペイド機能付き TwooCa を利用した場合には、TwooCa サービスの利用画面上に表示される Visa プリペイド機能付き TwooCa 残高を確認し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で Visa 加盟店に申し出るものとします。
4. 当社は、利用者と TwooCa 加盟店又は Visa 加盟店との間の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる責任も負わないものとします。万一、Visa プリペイド機能付き TwooCa を利用された後に債務不履行、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合であっても、当社は Visa プリペイド機能付き TwooCa の返還等を行う義務を負わず、利用者と TwooCa 加盟店又は Visa 加盟店との間で解決していただくものとします。
5. 対象加盟店との間における対象商品にかかる取引に関して、キャンセル、取り消し等により返金すべき事象が生じたときは、当社は、返金額と同額を Visa プリペイド機能付き TwooCa 残高に返却します。
6. 利用者は、Visa プリペイド機能付き TwooCa の利用に際し、利用者 ID、パスワード及びカード番号その他個人情報の窃取・悪用等の危険について十分注意するものとします。

第12条 (決済金額の一時凍結)

1. 一部の Visa 加盟店では、Visa プリペイド機能付き TwooCa 残高の利用が可能であるかの確認 (オーソリゼーション)を行ってから決済金額が確定するまでに、一定

の期間を要する場合があります。この場合、オーソリゼーションの時点で所定の金額が一定期間の暫定決済金額として凍結され、残高から減額されます。

2. 決済金額が確定した場合又は Visa 加盟店の定める期間が経過した場合、凍結されていた暫定決済金額が解除され、最終決済金額と暫定決済金額との相殺が行われます。
3. 相殺において、暫定決済金額に余剰が発生している場合は、当該余剰金額が利用者の Visa プリペイド機能付き TwooCa 残高に返還され、暫定決済金額に不足が発生している場合は、当該不足金額が Visa プリペイド機能付き TwooCa 残高から減額されます。
4. 前項において Visa プリペイド機能付き TwooCa 残高から減額できない場合は、利用者は Visa プリペイド機能付き TwooCa 残高をチャージして支払います。利用者からの支払いが行われない場合は、当社が Visa 加盟店に立替払いをします。利用者は当社が立替えた金額を、所定の支払期日までに当社に対して所定の方法で支払うものとします。なお、当該支払いが行われなかった場合は、利用者は当社に対して、当該支払期日から支払いが完了するまでの期間、年 14.6%の遅延利息を支払うことを了承します。

第13条 (Visa プリペイド機能付き TwooCa の払戻し)

当社は、理由の如何を問わず Visa プリペイド機能付き TwooCa に関して、法令等に定める例外に該当すると当社が認める場合又は法令等により払戻しが義務付けられている場合を除き、払戻しは一切いたしません。

第14条 (Visa プリペイド機能付き TwooCa の利用可能残高等)

1. 利用者は、保有する Visa プリペイド機能付き TwooCa 残高の範囲内でのみ TwooCa サービスを利用することができます。なお、利用者は、当社が別途定める Visa プリペイド機能付き TwooCa 残高上限金額を超えて、Visa プリペイド機能付き TwooCa を保有することはできません。
2. 利用者が保有する Visa プリペイド機能付き TwooCa 残高は、TwooCa アプリにて確認することができます。また、一部の媒体では、当社所定の方法により、Visa プリペイド機能付き TwooCa 残高と併せて利用履歴を確認することができますが、履歴表示の有無・内容・件数等は、当社が定めるところによるものとします。

第15条 (Visa プリペイド機能付き TwooCa による海外店舗での取引)

1. 利用者が、海外にある Visa 加盟店で TwooCa サービスにより外国通貨建ての商品等の代金決済を行う場合、為替レートの変動により、当初の決済金額（以下、「当初決済金額」といいます。）と最終的に確定した金額（以下、「最終確定金額」といいます。）に差異が生じる場合があります。なお、当初決済金額は、当該海外 Visa 加盟店での取引を処理する決済ネットワーク運営事業者所定の為替レート（以下、「所定レート」といいます。）に基づき円換算された上で「日本円」にて表示され、表示された日本円に相当する Visa プリペイド機能付き TwooCa 残高が減額されます。
2. 最終的に決済金額が確定した段階において決済処理がなされ、当初決済金額が最終確定金額に対し不足額がある場合には、不足額に相当する Visa プリペイド機能付き TwooCa 残高が減額され、当初決済金額が最終確定金額を超過する場合には、超過額を Visa プリペイド機能付き TwooCa 残高に加算することにより返還します。
3. 前項において残高から減額できない場合は、利用者は Visa プリペイド機能付き TwooCa 残高をチャージして支払います。利用者からの支払いが行われない場合は、当社が加盟店に立替払いをします。利用者は当社が立替えた金額を所定の支払期日までに当社に対して支払うものとします。なお、当該支払いが行われなかった場合は、利用者は当社に対して、当該支払期日から支払いが完了するまでの期間、年 14.6%の遅延利息を支払うことを了承します。
4. 海外 Visa 加盟店での取引については、当該取引の事務処理のため、当社所定の「海外サービス手数料」が発生します。支払いは、決済の際に Visa プリペイド機能付き TwooCa 残高から減額されます。
5. 海外 Visa 加盟店での取引がキャンセルされた場合は当該決済金額を Visa プリペイド機能付き TwooCa 残高に返還します。この場合、利用者は、返還時の為替レートの変動により返還額と当初の決済額に差異が生じる可能性があることを了承します。
6. 海外サービス手数料は、外国通貨建て取引がキャンセルされた場合でも返還されません。

第16条 （手数料）

TwooCa サービスに係る手数料は、別途当社が運営するウェブサイト内の手数料に関する場所に掲示するとおりとします。

第17条 （利用者 ID 及びパスワード等の管理）

1. 利用者は、当社所定の方法により、パスワードを登録しなければなりません。
2. 利用者は、利用者 ID、パスワード及びカード番号（以下「利用者 ID 等」といいます。）を他人に知られないように厳重に管理するものとし、第三者に漏らしてはならないものとしします。
3. 当社は、利用者 ID 等を使用して行われた行為は、当該利用者の本人による行為とみなし、それによって生じた損害について責任を負わないものとしします。
4. 利用者による利用者 ID 等の管理又は誤用に起因して生じた利用者の損害について、当社は責任を負わないものとしします。
5. 利用者は利用者 ID 等を忘れた場合又は利用者 ID 等が第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社のお問い合わせ先に連絡の上、当社の指示に従うものとしします。
6. 当社は、TwooCa 及び Visa プリペイド機能付き TwooCa 又は TwooCa カードの盗難、不正利用、紛失等に関して、責任を負わないものとしします。

第18条 （公租公課）

1. 利用者が TwooCa サービスの利用又は、本規約に基づく費用・手数料等に課税される消費税等の公租公課を負担するものとしします。
2. 利用者が前項により消費税等の公租公課を負担する場合において、公租公課（消費税等を含みます。）が変更されたとき（新たに追加され、又は廃止される場合を含みます。）は、利用者は、変更後の公租公課を負担するものとしします。

第19条 （反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、別途定める反社会的勢力排除に関する同意条項に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとしします。
2. 当社は、利用者が本条第 1 項に定める事項に違反した場合、もしくは違反しているおそれがあると当社が判断した場合、利用者は何ら催告をせず直ちに TwooCa サービスのご利用を停止することができるものとし、当該 TwooCa 残高及び Visa プリペイド機能付き TwooCa 残高は失効するものとしします。併せて当社は、これにより当社が被った損失、損害、費用等の賠償を利用者に対し請求できるものとしします。

第20条 （TwooCa サービスの中断・停止等）

1. 次のいずれかに該当する場合、当社は予告なしに TwooCa サービスの全部又は一

部の提供を中断・停止することができるものとします。

- (1) システムメンテナンス及び機能向上のための改修が必要と当社が判断した場合
 - (2) コンピューターウイルス、不正アクセス又はネットワークの障害や機器の故障等により TwooCa サービスの提供が困難になった場合
 - (3) 火災・停電等により、TwooCa サービスの提供が困難となった場合
 - (4) 地震・洪水・戦争・暴動・労働争議等の不可抗力により、TwooCa サービスの提供が困難となった場合
 - (5) その他、やむを得ない事情により TwooCa サービスの提供が困難であると当社が判断した場合
2. 当社は、前項に定める事項により生じた利用者の損害について、責任を負わないものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由による場合には、第 26 条に従うものとします。

第21条 （禁止事項）

利用者は、理由の如何にかかわらず、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 当社所定の方法以外の方法により TwooCa サービス又は利用者 ID 等を利用する行為
- (2) 法令又は公序良俗に違反する行為
- (3) マネー・ローンダリング目的で本カードを保有し、又は TwooCa サービスをマネー・ローンダリングに利用する行為
- (4) 営利目的で利用する行為
- (5) 換金を目的として、TwooCa 及び Visa プリペイド機能付き TwooCa 又は本カードを利用する行為
- (6) 不正な方法により TwooCa 及び Visa プリペイド機能付き TwooCa 又は本カードを取得し、又は不正な方法で取得された TwooCa 及び Visa プリペイド機能付き TwooCa 又は本カードであることを知って利用する行為
- (7) TwooCa 及び Visa プリペイド機能付き TwooCa 又は本カードを偽造若しくは変造し、又は偽造若しくは変造された TwooCa 及び Visa プリペイド機能付き TwooCa 又は本カードであることを知って利用する行為
- (8) 利用者 ID 等の取得・利用にあたり、当社に対して虚偽の情報（氏名、住所、電子メールアドレス等）の登録をする行為
- (9) 複数の TwooCa アカウントを開設する行為（当社が認める場合を除く）
- (10) 当社、他の利用者又はその他の者の利益を害する行為
- (11) TwooCa サービスに係るシステムを損壊、解析又は複製する行為

- (12) 営利・非営利を問わず、TwooCa サービスサイトの全部又は一部の複製、頒布、貸与、譲渡、公衆送信
- (13) TwooCa サービスサイトの変更、修正、編集、切除その他の改変
- (14) 利用者自身や他人のホームページにおける TwooCa サービスサイトの全部又は一部の掲載、配布その他の使用
- (15) 当社又は第三者の特許権、商標権、著作権、その他の財産的又は人格的な権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- (16) 他人の利用者 ID 等を不正に使用する行為、及び自己の利用者 ID 等を他人に使用させる行為
- (17) 当社及び TwooCa サービスサイトに係る権利者の名誉、人格又は信用等を毀損する行為若しくは不利益を与える行為
- (18) TwooCa サービスの運営を妨げる行為又は誹謗する行為、信用等を毀損する行為
- (19) 犯罪行為、又は犯罪行為を誘発するあるいは犯罪行為に結びつくおそれのある行為
- (20) 他の利用者、その他第三者に損害を与える行為、誹謗・中傷する行為
- (21) 当社に損害を与える又は与えるおそれのある行為
- (22) その他当社が不相当と認める行為

第22条 (サービスの終了)

当社は、社会情勢の変化、法令の改廃その他当社の都合により、事前に告知のうえ、TwooCa サービスの全部又は一部を終了する場合があります。

第23条 (退会)

1. 利用者等は、当社所定の方法により、TwooCa サービスを退会することができます。
2. 退会手続きを以て、TwooCa サービスの全ての機能はご利用いただけなくなります。また、有効な TwooCa 及び Visa プリペイド機能付き TwooCa が残存していたとしても、当社は、返金はしないものとします。利用者が誤って TwooCa サービスを退会した場合であっても、TwooCa アカウント、TwooCa カード並びにそれに記録されていた利用者の権利及び情報の復旧はできませんのでご注意ください。

第24条 (解除)

当社は、利用者が以下のいずれかに該当すると当社が判断した場合には、何ら催告する

ことなく、利用者による TwooCa サービスの全部若しくは一部の利用を停止し、又は本契約を解除することができるものとします。

- (1) 利用者が提携企業等の所属員としての地位を失った場合
- (2) 法令又は本規約等に違反した場合
- (3) 利用者の登録情報に虚偽の事実があることが判明した又は虚偽である可能性があると当社が判断した場合
- (4) TwooCa サービスが法令や公序良俗に反する行為、犯罪行為若しくはその他不正な取引に利用され、又はそのおそれがある場合
- (5) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (6) 差押、仮差押、仮処分の申立、又は滞納処分を受けた場合
- (7) 破産手続開始、民事再生手続開始その他倒産手続開始の申立を受けた場合、若しくはこれらの申立を自らした場合
- (8) 死亡した場合
- (9) 警察や裁判所その他の行政機関から要請又は命令があった場合
- (10) 1年以上 TwooCa サービスの利用がなく、当社からの連絡に対して応答がない場合
- (11) その他当社が利用者として相応しくないと判断した場合

第25条 (契約終了時の取扱い)

理由の如何を問わず本契約が終了した場合には、利用者は、TwooCa サービスに係る一切の権利を失うものとし、利用者が保有する TwooCa 残高及び Visa プリペイド機能付き TwooCa 残高は失効するものとします。あわせて、当社は、利用者の行為により当社が被った損失、損害、費用等の賠償を利用者に対し請求できるものとします。

第26条 (損害賠償)

1. 当社の責めに帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、当社の損害賠償責任の範囲は、当該事由が発生した時点において利用者が保有する TwooCa 残高及び Visa プリペイド機能付き TwooCa 残高の合計額に限られるものとし、間接損害、特別損害及び逸失利益については予見可能性の有無を問わず損害賠償責任を負わないものとします。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。
2. 利用者は、本規約に違反したことにより当社、TwooCa 加盟店、Visa 加盟店、他の利用者又はそれ以外の第三者に損害を与えたときは、その一切の損害を直ちに賠償するものとします。

第27条 （不正利用に基づく補償）

利用者は、TwooCa アカウント又は TwooCa カードに関する情報が第三者に不正に取得（盗取、詐取等を含みます。）され、利用者が意図せず、第三者により TwooCa 又は Visa プリペイド機能付き TwooCa が不正利用された場合、当社の責めに帰すべき事由がある場合に限り、前条に基づき損害賠償請求を行うことができるものとします。

第28条 （利用者への連絡、登録情報の変更等）

1. TwooCa サービスに関する当社から利用者への連絡は、TwooCa アプリ内への掲示その他当社が適当と判断する方法により行います。
2. 利用者からの TwooCa サービスに関する当社への連絡は、TwooCa アプリ内のお問い合わせフォームの利用又は当社が指定する方法により行っていただきます。
3. 利用者は、当社に登録する一切の情報（利用者自身に関する情報を含みますが、これに限りません。）について変更があった場合は、速やかに当社所定の方法により当該変更を当社に届け出なければなりません。
4. 当社は、届出のあった氏名、住所に宛てて送付書類を発送した場合、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第29条 （業務委託）

当社は、本規約に基づく TwooCa サービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第30条 （法令に基づく情報提供）

当社は、各法令に基づく情報提供について次の Web サイトにて公表します。

1. [資金決済法に基づく情報提供](#)
2. [プライバシーポリシー](#)

第31条 （本規約の変更）

1. 本規約を変更する際には、あらかじめ変更後の本規約の内容及びその効力発生時

期を、TwooCa アプリ内の適宜の場所へ掲示するとともに、当社が運営するウェブサイト内の適宜の場所へ掲示する方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、本規約の内容は、変更後の本規約によります。

2. 本規約の変更があった場合、利用者は、本契約の変更後も引き続き TwooCa サービスを利用することにより、当該変更後の本規約に同意したものとみなされます。

第32条 （準拠法及び裁判管轄）

本規約の準拠法は日本法とし、TwooCa サービスに関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、令和4年9月1日から適用します。